

「保育所分園の設置運営について」 の一部改正について

平成14年5月21日 雇児発第0521002号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所分園については、「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日雇児発第302号）により、その導入に当たっての留意点を示してきたところである。

今般、規制改革推進3カ年計画（平成14年3月29日閣議決定）を踏まえ、上記通知を下記の通り改正することとしたので、通知する。

記

- 1 前文中「分園における処遇水準の確保を図る観点から、当面モデル的に実施することとしており、」を削る。
- 2 別紙保育所分園設置運営要綱「2 設置経営主体」中「社会福祉法人等の新設法人」を「保育所を現に経営していない主体」に改め、「また、中心保育所1につき、当面、分園は2か所まで設置することができるものとする。」を削る。
- 3 別紙保育所分園設置運営要綱「3 定員規模」を次のように改める。
1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。
- 4 別紙保育所分園設置運営要綱「5 管理運営」

中「目安とする。」の次に次を加える。

なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所と分園の開所時間に差を設けることが可能であること。さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している。又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあっては、分園が夜間保育（夜間保育所の設置認可等について（平成10年3月30日雇児発第298号）1（6）のとおり開所時間を原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすることをいう。）を行うことが可能であること。

また、「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」（平成13年3月30日雇児保第10号）に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。

- 5 別紙保育所分園設置運営要綱「6 構造及び設備」を次のように改める。

（1）最低基準における取扱い

構造及び設備は、中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準を満たしていることとするが、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができることとする。

（2）留意すべき事項

調理室及び医務室に関して（1）後段の取扱いとする場合にあっては、中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備

が生じることのないよう留意し、また分園において医薬品を備えること。

分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

これらに対応するため、各分園の運営に対して「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）の特別保育事業実施要綱中別添5「保育所地域活動事業実施要綱」により、夜間保育推進事業、保育所分園推進事業として補助できるものとする。

6 別紙保育所分園設置運営要綱「7 費用の支弁及び費用徴収」のただし書を次のように改める。

ただし、これにより難しい場合は、「分園を設置した保育所に係る保育単価について」（平成12年6月8日児発第582号の5）によることができることとする。

7 別紙保育所分園設置運営要綱「9 土地及び建物の取扱い」中「設置主体が所有権を有していること」を「設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること」に、「貸与を受けたもの」を「国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもの」に改め、(2)を次のように改める。

(2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があること。なお、賃借料については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）の1(4)により充実にすることができるものである。

(後略)